

市ホームページと広報あきる野への広告掲載事業者を募集しています



令和6年度は、フレックス(株)に広告枠を一括して貸し付け、広告の掲載事業者を募集します。
●広告の掲載取扱期間(号)
●ホームページ:令和7年3月31日まで
●広報あきる野:令和7年4月1日発行号まで
▽申込み・問合せ
▽申込み・問合せ

あなたの大切な人、地域を守るために 消防団員募集中

消防団サポート店一覧(令和6年4月1日現在)

Table with 3 columns: 事業所等名称, 業種, 所在地. Lists various businesses and their locations.

あきる野市消防団 サポート店を募集しています

「消防団サポート事業」とは、消防団員や同居する家族に、割引や特典の付与を提供していただけの事業所、店舗などを「消防団サポート店」として認定し、消防団員やその家族が利用することで、福利厚生の実と地域の活性化が期待できる事業です。
利用の際、消防団員は「消防団員証」、同居する家族は「消防団員ファミリーカード」を示すことで、特典などを得ることができます。
サポート店の申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
▽問合せ 地域防災課防災係

令和5年度介護職員等 永年勤続表彰式を 実施しました



3月27日(水)、市の新たな取組として、令和5年度介護職員等永年勤続表彰式を実施しました。今回は、介護福祉士などの資格を有し、市内介護事業所等に20年以上勤務された方を対象として、48人の方を表彰しました。表彰式には、10人の方が出席され、市長から表彰状の授与とお祝の言葉が述べられました。
▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

放課後子ども教室 運営スタッフ(安全管理員)募集



「放課後子ども教室」は、小学校の施設を利用し、地域の方の協力を得ながら、子どもたちが安心して安全な居場所づくりを提供する事業です。
▽内容 「安全管理員」として、活動する子どもたちの安全を見守ること、活動に係る準備・片付けに関する活動
▽活動日 毎週水曜日
▽時間 放課後からおおむね午後5時まで(3時間半〜4時間)
▽場所 市内の小学校の施設内(体育館、校庭等)
▽謝礼 1時間当たり11113円

児童クラブにおける 会計年度任用職員の募集



▽職種 放課後児童支援員(延長) 放課後児童支援員
▽勤務場所 市内児童クラブ
▽勤務内容 児童クラブにおける児童の健全育成に関する仕事
①集団生活、安全管理、遊びの指導などの指導
②特別な支援を要する児童への対応
③行事の企画運営など児童クラブにおける児童の健全育成に関する仕事
▽募集人数 若干名
▽勤務日数 月20日(月18日)
▽勤務日時 月曜〜土曜日 午前8時〜午後7時(主に午後、実働5時間30分)、土曜日と学校休業日は、実働7時間30分
▽賃金 時給1343円
※午後6時〜7時、月曜〜金曜日の午前8時〜8時30分、土曜日の午前8時〜9時は、時給1679円
▽資格 放課後児童支援員認定資格研修(都道府県、政令指定都市か中核市が実施)を受講した方
▽申込み方法 5月10日(金)までに、あきる野市会計年度任用職員採用申込書(上半身正面脱帽写真貼付)を申込み・問合せ先の部署へ郵送してください。
▽選考方法 書類選考(第1次選考)、面接等(第2次選考)などを行い、採用を決定します。
▽その他 放課後児童支援員及び延長放課後児童支援員の両方のできる方
▽申込み・問合せ こども政策課児童館係(直通558・1250)

市からの大事なお知らせが届くメール配信サービスに登録を



防災・防犯情報や市からのお知らせなど、メール配信を行っています。
配信を希望される方は、事前登録が必要です。
※登録された全ての方に「広報あきる野」の情報を配信しています。

「あきる野」の情報を配信しています。
①「Takiruno@sg.n.jp」に空メールを送信するか、次の2次元コードを読み取り、空メールを送信してください。
※一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。

空メール送信



②空メール送信後「仮登録メール」が届きます。記載されている「登録用URL」にアクセスします。
※「仮登録メール」が届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性があります。「@sg.n.jp」ドメイン、または「takiruno@sg.n.jp」からのメールの受信を許可する設定にしてください。
③利用規約を確認の上「メール配信に同意する」を選択します。
④内容に従って配信を希望する

よくあるお問い合わせ



▽登録に困ったら 登録で分からないことがありましたら、「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。
※携帯電話会社ごとの迷惑メールの設定方法も確認できます。
▽問合せ 市長公室